

昭和二十六年運輸省令第七十一号

自動車整備士技能検定規則

道路運送車両法及び道路運送車両法施行法に基き、自動車整備士技能検定規則を次のように定める。

**(この省令の適用)** 道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号。以下「法」という。）第五十五条第三項に規定する自動車整備士の養成施設の指定及び試験の免除並びに同条第五項に規定する自動車整備士の技能検定の種類、試験科目、受験手続その他技能検定の実施細目は、この省令の定めるところによる。

**(自動車整備士の種類)**

**第二条** 自動車整備士の種類は、次のとおりとする。

- 一級自動車整備士（総合）
- 一級自動車整備士（三輪）
- 二級自動車整備士（総合）
- 二級自動車整備士（二輪）
- 三級自動車整備士（総合）
- 三級自動車整備士（二輪）
- 自動車タイヤ整備士
- 自動車電気・電子制御装置整備士
- 自動車車体・電子制御装置整備士
- （技能検定の種類）

**第三条** 自動車整備士の技能検定（以下「技能検定」という。）は、前条の種類ごとに行う。

（検定委員及び検定専門委員）

**第四条** 技能検定に関する事項を管理させるため、物流・自動車局及び地方運輸局に自動車整備士技能検定委員（以下「検定委員」という。）を置く。

**第五条** 技能検定につき、専門の事項を調査審議するため、物流・自動車局及び地方運輸局に、自動車整備士技能検定専門委員（以下「検定専門委員」という。）を置くことができる。

**第六条** 検定委員及び検定専門委員は、関係行政機関の職員及び自動車の整備技術に関し学識経験を有するもののうちから国土交通大臣が任命する。

**第七条** 自動車の整備技術に関するものうちから任命された検定委員及び検定専門委員の任期は、二年以内とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の検定委員及び検定専門委員の任期は、前任者の残任期間とする。

**(技能検定の施行)**

技能検定は、国土交通大臣が必要と認めるときに行うものとする。

**第八条** 前項の規定にかかわらず、次条第三項及び第四項の規定により同一種類の技能検定に係る法第

五十五条第二項の学科試験（以下「学科試験」という。）及び同項の実技試験（以下「実技試験」という。）の全部が免除される者（以下「全部免除者」という。）についての技能検定は、隨時、申請により行うものとする。

**第九条** 技能検定に係る学科試験及び実技試験の期日、場所その他必要な事項は、国土交通大臣がその都度公示する。

**(技能検定の試験及び試験の一部免除)**

学科試験は、筆記の方法により行う。

学科試験に合格し実技試験に不合格となつた者に対しても、その実技試験の日から二年以内に

行われる同種類の技能検定に係る学科試験を免除する。

次の表の上欄に掲げる者については、それぞれ同表の下欄に掲げる試験を免除する。

試験を免除される者

一 第六条の十八に規定する一種養成施設の所定の課程を修了して、その修了の日から技能検定の申請の日までに二年を経過しない者で一級、二級若しくは三級の技能検定又は自動車タイヤ整備士、自動車電気・電子制御装置整備士若しくは自動車車体・電子制御装置整備士（以下「自動車タイヤ整備士等」という。）の技能検定を受けるもの	試験
二 第六条の十八に規定する二種養成施設の所定の課程を修了して、その修了の日から技能検定の申請の日までに二年を経過しない者で一級、二級若しくは三級の技能検定又は自動車タイヤ整備士、自動車電気・電子制御装置整備士若しくは自動車車体・電子制御装置整備士（以下「自動車タイヤ整備士等」という。）の技能検定を受けるもの	試験
三 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）による自動車整備科を免許職種とする職業訓練指導員試験に合格した者（以下「自動車整備科を免許職種とする職業訓練指導員試験合格者」という。）又は職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校において産業機械工学科を訓練科とする指導員訓練の長期課程を修了した者（以下「職業能力開発総合大学校修了者」という。）であつて、二級又は三級の技能検定を受けるもの	試験
四 職業能力開発促進法による自動車車体整備科を免許職種とする職業訓練指導員試験に合格した者（以下「自動車車体整備科を免許職種とする職業訓練指導員試験合格者」という。）であつて、自動車車体・電子制御装置整備士の技能検定を受けるもの	試験
五 次条及び第六条の三の規定により国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録試験実施機関」という。）が行う試験（以下「登録試験」という。）に国土交通大臣が定める基準以上の成績で合格して、その合格の日から技能検定の申請の日までに二年を経過しない者で技能検定を受けるもの	試験
六 第六条の二 前条第四項の表第五号の登録（以下「登録」という。）は、登録試験を行おうとする者の申請により行う。	試験
七 登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。	試験
一 登録を受けようとする者の氏名又は名称並びに法人にあつては、その代表者の氏名	試験
二 登録試験の実施に関する事務（以下「登録試験事務」という。）を行おうとする事務所の名称及び所在地	試験
三 登録試験事務の開始予定期日	試験
四 登録の要件等	試験
五 第六条の三 国土交通大臣は、前条の規定による登録の申請が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。	試験
一 別表に掲げる施設及び設備を保有することを証する書類	試験
二 次条第一項第二号及び第三号に掲げる条件に適合する者の氏名及び略歴を記載した書類	試験
三 前項の登録を受けようとする者が次条第二項各号のいずれにも該当しないことを信じさせるに足る書類	試験
四 その他参考となる事項を記載した書類	試験

免除される試験

一 当該課程において養成する種類の自動車整備士の技能検定についての実技試験
二 当該課程において養成する種類の自動車整備士の技能検定についての実技試験
三 当該課程において養成する種類の自動車整備士の技能検定についての実技試験
四 当該課程において養成する種類の自動車整備士の技能検定についての実技試験
五 当該課程において養成する種類の自動車整備士の技能検定についての実技試験

イ	一級又は二級の自動車整備士技能検定に合格した者であつて、自動車の整備作業に関する事務に従事する者。
ロ	学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学において通算して三年以上工学に属する科目的教授若しくは准教授の職にあつた者又は工学に属する科目に関する研究により博士の学位を授与された者。
ハ	第四条第一項の物流・自動車局に置かれる検定委員又は同条第二項の物流・自動車局に置かれる検定専門委員として技能検定に関する事項の管理又は技能検定についての専門の事項の調査審議に関する業務を行つてゐる者。
二	國の公務員として自動車の点検若しくは整備若しくは検査に関する法令に関する事務に従事した者又はこれと同等以上の知識を有する者。
三	次に掲げる条件のいずれかに適合する者により実技試験の採点を行うものであること。
イ	一級又は二級の自動車整備士技能検定に合格した者であつて、自動車の整備作業に関する事務に従事する者。
二	年以上の実務の経験を有するもの。
ロ	第四条第一項の検定委員又は同条第二項の検定専門委員として技能検定に関する事項の管理又は技能検定についての専門の事項の調査審議に関する業務を行つてゐる者。
ハ	國の公務員として自動車の点検若しくは整備又は検査に関する法令に関する事務に従事する者。
二	イ、ロ又はハに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者。
一	国土交通大臣は、前条の規定により登録の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するとときは、その登録をしてはならない。
二	法又は法に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者。
三	第六条の十三の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者。
一	法人であつて、登録試験事務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの。
二	登録は、登録試験実施機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。
三	登録年月日及び登録番号。
四	登録試験実施機関の氏名又は名称並びに法人にあつては、その代表者の氏名。
五	登録試験事務を行う事務所の名称及び所在地。
六	登録試験事務を開始する日。
七	第六条の四 登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。
八	第六条の五 登録試験実施機関は、公正に、かつ、第六条第二項及び第七条から第十九条の二までに規定並びに第六条の三第一項各号に掲げる要件に適合する方法により登録試験事務を行わなければならない。
九	第六条の六 登録試験実施機関は、第六条の三第三項第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
十	第六条の七 登録試験実施機関は、登録試験事務の開始前に、次に掲げる事項を記載した登録試験事務規程。
十一	第六条の八 登録試験実施機関は、登録試験事務を休止又は廃止しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。
十二	第六条の九 登録試験実施機関は、毎事業年度経過後三ヶ月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録）であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならぬ。
十三	第六条の十 登録試験を受験しようとする者は、登録試験実施機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録試験実施機関の定めた費用を支払わなければならぬ。
十四	一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
十五	二 前号の書面の謄本又は抄本の請求
十六	三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により表示したものとの閲覧又は謄写の請求
十七	四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて次条に定めるものにより提供する（電磁的記録に記録された事項を提供するための電磁的方法）
十八	第六条の十一 前条第二項第四号に規定する電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録試験実施機関が定めるものとする。
十九	一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの。
二十	二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調整するファイルに情報を記録したものを受け付ける方法
二十一	前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものでなければならぬ。

四	登録試験の問題の作成及び登録試験の合否判定の方法に関する事項
五	終了した登録試験の問題及び登録試験の合格基準の公表に関する事項
六	登録試験の合格証書の交付及び再交付に関する事項
七	登録試験事務に関する秘密の保持に関する事項
八	登録試験事務に関する公正の確保に関する事項
九	不正受験者の処分に関する事項
十	その他登録試験事務の実施に関する必要な事項
十一	（登録試験事務の休廃止）
十二	第六条の八 登録試験実施機関は、登録試験事務を休止又は廃止しようとする日
十三	登録試験事務を休止又は廃止しようとする期間
十四	登録試験事務を休止又は廃止しようとする理由
十五	一 登録試験実施機関の氏名又は名称並びに法人にあつては、その代表者の氏名
十六	二 登録試験事務を休止又は廃止しようとする事務所の所在地
十七	三 登録試験事務を休止又は廃止しようとする日
十八	四 登録試験事務を休止しようとする期間
十九	五 登録試験事務を休止又は廃止しようとする理由
二十	第六条の九 登録試験実施機関は、毎事業年度経過後三ヶ月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録）であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならぬ。
二十一	第六条の十 登録試験を受験しようとする者は、登録試験実施機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録試験実施機関の定めた費用を支払わなければならぬ。
二十二	一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
二十三	二 前号の書面の謄本又は抄本の請求
二十四	三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により表示したものとの閲覧又は謄写の請求
二十五	四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて次条に定めるものにより提供する（電磁的記録に記録された事項を提供するための電磁的方法）
二十六	第六条の十一 前条第二項第四号に規定する電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録試験実施機関が定めるものとする。
二十七	一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの。
二十八	二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調整するファイルに情報を記録したものを受け付ける方法
二十九	前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものでなければならぬ。
三十	第六条の十二 國土交通大臣は、登録試験実施機関が第六条の三第一項各号のいずれかに適合しなかつたと認めるときは、その登録試験実施機関に対し、これらの規定に適合するための必要な措置をとるべきことを命ぜることができる。



定		自		自動車		自動車		自動車		自動車		(三級の技能検定)	
御		御		御		御		御		御		自動車の	
装置		装置		装置		装置		装置		装置		技能検定	
士		士		士		士		士		士		第九条	
御		御		御		御		御		御		三級の技能検定の	
装		置		装		置		装		置		学科試験の科目	
置		置		置		置		置		置		の種類	
												技能検定	
												の種類	
												の種類	
												の種類	
												の種類	
												の種類	
												の種類	
												の種類	
												の種類	
												の種類	
												の種類	
												の種類	
												の種類	
												の種類	
												の種類	
												の種類	
												の種類	
												の種類	
												の種類	
												の種類	
												の種類	
												の種類	
												の種類	
												の種類	
												の種類	
												の種類	
												の種類	
												の種類	
												の種類	
												の種類	
												の種類	
												の種類	
												の種類	
												の種類	
												の種類	
												の種類	
												の種類	
												の種類	
												の種類	
												の種類	
												の種類	
												の種類	
												の種類	
												の種類	
												の種類	
												の種類	
												の種類	
												の種類	
												の種類	
												の種類	
												の種類	
												の種類	
												の種類	
												の種類	
												の種類	
												の種類	
												の種類	
												の種類	
												の種類	
												の種類	
												の種類	
												の種類	
												の種類	

(三級の技能検定) 動車

**第九条** 三級の技能検定の学科試験及び実技試験は、次の表の自動車の種類の欄に掲げる自動車に

三 二級自動車整備士（総合）の技能検定に合格した者であつて、一種養成施設の一級自動車整備士（総合）の課程を修了したもの

2  
一級自動車整備士(二輪)の技能検定を受けようとする者は、当該技能検定に係る学科試験の日の前日(全部免除者にあつては、当該技能検定の申請日の前日)において次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。  
一級自動車整備士(二輪)の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し三年以上の実務の経験を有する者

二 二級自動車整備士(二輪)の技能検定に合格した者であつて、一種養成施設の一級自動車整備士(二輪)の課程を修了したもの  
三 前項第一号又は第三号に掲げる者

(二級の受験資格)  
**第十八条** 二級自動車整備士（総合）の技能検定を受けようとする者は、当該技能検定に係る学科試験の日（全部免除者からつては、当該支部試験日の前日）に於ける次の各項

試験の日の前日（全部免除者はあてては、当該試験の申請の日の前日）において次の各号のいずれかに該当する者でなければならぬ。

実務の経験を有する者  
一の二 次に掲げる者であつて、三級自動車整備士（総合）の技能検定に合格した日から自動車の整備に従事して二年未満で開業して二つ三箇月迄の登録を有する者

の整備作業に関する二年以上の実務の経験を有するもの  
イ 職業能力開発促進法による職業能力開発校（以下「職業能力開発校」という。）において  
自動車整備科を訓練科とする職業訓練の課程を修了した者であつて、訓練期間が一年以上で

訓練時間が千四百時間以上の職業訓練を受けたもの  
□ 学校教育法による高等学校又は中等教育学校（以下「高等学校」という。）の機械、電気  
又は電子工科に於ける、主として実習の課程を修了した者

八 又は電子に関する学科において所定の課程を修めて卒業した者  
船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）による四級海技士（機  
関）又はこれより上級の資格の海技士

二 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)による航空機関士、一等航空整備士、二等航空整備士又は航空工場整備士の航空從事者技能證明を有する者

高等學校に相当する外國の學校の機械電氣若しくは電子に関する學科において所定の課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の學力を有することについての外國政府の検定に合格した者

ハ  
学校教育法による大学若しくは高等専門学校（以下「大学」という。）又は高等学校において自動車に関する学科を修めて卒業した者（当該学科を修めて同法による専門職大学の前

ト期課程を修了した者を含む)  
チ一種養成施設の三級自動車整備士(総合)の課程を修了した者  
チ自動車の整備技術の教育を行ふ機関であつて国土交通大臣の定めるものにおいて三級自動

車整備士（総合）の課程を修めて卒業した者  
リ  
国土交通大臣が、三級自動車整備士（総合）の受験資格を有する者の自動車の整備作業に

一の三 自動車タイヤ整備士等の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し二年以上の実務の経験を有する者

一の四 自動車整備科を免許職種とする職業訓練指導員試験合格者であつて、当該試験又は検定に合格した日から自動車の整備作業に関し二年以上の実務の経験を有するもの

次に掲げる者であつて、三級自動車整備士（総合）の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し一年六月以上の実務の経験を有するもの

科において所定の課程を修めて学校教育法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)





附則（昭和五八年四月九日運輸省令第二〇号）抄

（施行期日）

第一條 この省令は、船員法及び船舶職員法の一部を改正する法律（昭和五十七年法律第三十九号。以下「改正法」という。）の施行の日（昭和五十八年四月三十日。以下「施行日」という。）から施行する。

(施于朝日) 附則 (昭和五八年一二月二三日運輸省令第五一號) 抄

**第一条** この省令は、公布の日から施行する。  
**(施行期日)**

(昭和五九年六月二二日運輸省令第一八号)抄  
附則  
(施行期日)

**第一条** この省令は、昭和五十九年七月一日から施行する。  
(平成元年四月一日)

**(総述指置)** 第二条 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる行政庁が法律若しくはこれに基づく命令の規定によつて可り、不可その他の処分又は認可をもつて行つたもの（以下「処分等」という。）は、司長

の下欄に掲げるそれぞれの行政庁がした処分等とみなし、この省令の施行前に同表の上欄に掲げ

る行政庁に對してした申請、届出その他の行為（以下「申請等」という。）は、同表の下欄に掲げるそれぞれの行政庁に對してした申請等とみなす。

北海道運輸局長

東北海運局長（山形県又は秋田県の区域に係る処分等又は申請等に係る場合を除く。）

東北海運局長（山形県又は秋田県の区域に係る処分等又は申請等に係る場合に限る。）新潟運輸局長

関東海運局長 関東運輸局長  
る) 及び新潟海運監理部長

東海海運局長  
（元後藤重義）

中國海運局長	近畿海運局長
中國運輸局長	近畿運輸局長

四国海運局長　四国運輸局長

神戸海運局長	九州海運局長
神戸海運監理部長	九州運輸局長

札幌陸運局長  
北海道運輸局長

新潟陸運局長	仙台陸運局長
新潟運輸局長	東北運輸局長

東京陸運局長	関東運輸局長
名古屋運輸局長	中部運輸局長

名古屋陸運局長	中部運輸局長
大阪陸運局長	近畿運輸局長

中國運輸局長

福岡陸運局長	高松陸運局長	四国運輸局長
九州運輸局長		

(施丁期日) 附 則 (昭和六〇年二月五日運輸省令第五号) 抄

1 〔施行期日〕  
この省令は、道路運送法等の一部を改正する法律の施行の日（昭和六十年四月一日）から施行

附 則 (昭和六〇年六月一五日運輸省令第二二一号) 抄  
(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。  
附 則（昭和六〇年九月三〇日運輸省令第三二一號）

動車整備事業者認定申請書、第三条の規定による改正前の道路運送車両法施行規則第十号様式、第十一号様式、第十二号様式及び第十五号様式による検査標章再交付申請書・臨時検査合格標章再交付申請書・自動車予備検査証再交付申請書・限定自動車検査証再交付申請書・軽自動車届出済証再交付申請書・予備検査申請書・自動車予備検査証記入申請書及び軽自動車届出書（臨時運転番号標貸与証）の交付を受けようとする場合）、第十条の規定による改正前の自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令（以下「旧様式省令」という。）専用第五号様式及び第八号様式による継続検査申請書及び自動車検査証記入申請書・備考欄補助シート並びに第十二条の規定による改正前の道路運送車両法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める省令第二号様式、第三号様式の二及び第四号様式による継続検査申請書・臨時検査申請書・分解整備検査申請書・自動車検査証返納証明書交付申請書及び自動車検査証再交付申請書・限定自動車検査証再交付申請書は、それぞれ第一条の規定による改正後の自動車整備士技能検定規則第一号様式、第二条の規定による改正後の優良自動車整備事業者認定規則第一号様式、第三条の規定による改正後の道路運送車両法施行規則第十号様式、第十一号様式、第十二号様式及び第十五号様式、第十条の規定による改正後の自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令（以下「新様式省令」という。）専用第五号様式及び第八号様式並びに第十二条の規定による改正後の道路運送車両法施行規則第十号様式にかかるわらず、当分の間、なおこれを使用することができます。この省令には、氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができます。

（施行期日）  
**（平成一〇年一〇月三〇日運輸省令第七一號）**

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条、次項及び附則第三項の規定は、平成十一年四月一日から施行する。

（施行期日）  
**（平成一〇年一〇月三〇日運輸省令第七一號）**

2 この省令による改正前の自動車整備士技能検定規則（以下「旧規則」という。）第六条第三項に規定する職業能力開発促進法による職業能力開発大学校において産業機械工学科を訓練科とする指導員訓練の長期課程を修了した者について、この省令による改正後の自動車整備士技能検定規則（以下「新規則」という。）第六条第三項に規定する職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校において産業機械工学科を訓練科とする指導員訓練の长期課程を修了した者に該当するものとして新規則の規定を適用する。

3 旧規則第十八条第五号に規定する職業能力開発大学校修了者については、新規則第十八条第五号に規定する職業能力開発促進法による職業能力開発大学校修了者に該当するものとして新規則の規定を適用する。

（施行期日）  
**（平成一〇年一〇月三〇日運輸省令第七二號）**

（施行期日）  
**（平成一一年八月六日運輸省令第三七號）抄**

1 この省令は、平成十一年九月三十日から施行する。

（経過措置）

2 第一条の規定による改正前の自動車整備士技能検定規則第一号様式による検査標章、登録票並びに第十三号様式及び第十四号様式による旅行業者代理業登録票、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則第十号様式による変更承認申請書及び船舶料理士資格証明書設置する職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校において産業機械工学科を訓練科と

する指導員訓練の長期課程を修了した者については、この省令による改正後の自動車整備士技能検定規則（以下「新規則」という。）第六条第三項に規定する職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校において産業機械工学科を訓練科とする指導員訓練の长期課程を修了した者に該当するものとして新規則の規定を適用する。

**附 則（平成一二年一月二九日運輸省令第三九號）**

1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この省令による改正前の船員法施行規則第十七号書式による災害補償審査（仲裁）申請書、水先法施行規則第一号様式による水先人免許更新申請書、第五号様式による水先人試験／第一次／第二次／第三次／第四号様式による自動車事故報告書、道路運送車両法施行規則第一号様式の三による封印交付受託者の標識、第四号様式による回送運行許可証、第十二号様式の三による検査標章、第十五号様式による軽自動車届出書、第十六号様式による軽自動車届出済証、第十七号様式の二による標識、自動車整備士技能検定規則第一号様式による自動車整備士技能検定申請書、自動車事故報告規則別記様式による自動車事故報告書、船舶操縦士登録申請書並びに第十二号様式による納付書、自動車登録番号標貸与証並びに第十七号様式による船舶登録申請書及び第十七号様式の三による軽自動車届出済証、第十七号様式の二による臨時運送番号標貸与証並びに第十七号様式の三による軽自動車届出済証記入申請書、船舶職員法施行規則の一部を改正する省令（平成十一年運輸省令第四号）別記様式による海技免状引換え申請書、第二号様式による海技從事者免許申請書、第三号様式による限定解除申請書、第六号様式による登録事項（海技免状）訂正申請書、第七号様式による海技免状更新申請書、第九号様式による海技免状再交付申請書、第十号様式その一による海技士（航海）・海技士（機関）・海技士（通信）及び海技士（電子通信）の資格に係る海技從事者國家試験申請書、第十三号様式による船舶職員養成の実施状況報告書、第十五号様式による乗組み基準特例許可申請書、第十五号様式の二による締約国資格受有者承認申請書・登録事項（承認証）訂正申請書・承認証再交付申請書、第十六号様式その一による納付書並びに第十六号様式その二による納付書、船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令第一号様式による衛生管理者資格認定申請書、道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律施行規則第三号様式による登録証書、自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令第十号様式による登録事項等通知書、第十一号様式による抹消登録証明書、第十二号様式から第十四号様式までの登録事項等証明書、第十五号様式による自動車検査証、第十六号様式による自動車検査証返納証明書、第十七号様式による登録票並びに第十三号様式及び第十四号様式による旅行業者代理業登録票、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則第十号様式による変更承認申請書及び船舶料理士資格証明書設置する職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校において産業機械工学科を訓練科と

書再交付申請書は、この省令による改正後のそれぞれの書式又は様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

**附 則** (平成一三年三月三〇日国土交通省令第七二号)  
この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

**附 則** (平成一四年六月二八日国土交通省令第七九号)  
(施行期日)  
この省令は、平成十四年七月一日から施行する。

**附 則** (平成一五年三月二〇日国土交通省令第二七号)  
(施行期日)  
この省令は、平成十五年三月二〇日から施行する。

**附 則** (平成一五年九月一七日国土交通省令第九二号)  
(施行期日)  
この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成一五年九月一七日国土交通省令第九二号)  
(施行期日)  
この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成一六年三月三〇日国土交通省令第七四号)  
(施行期日)  
この省令は、独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律の施行の日（平成二十三年十月一日）から施行する。

**附 則** (平成二三年七月一日国土交通省令第五〇号)  
(施行期日)  
この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成二三年九月三〇日国土交通省令第七四号)  
(施行期日)  
この省令は、独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律の施行の日（平成二十三年十月一日）から施行する。

**附 則** (平成二七年三月一九日国土交通省令第一〇号)  
(施行期日)  
この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成二九年九月二九日国土交通省令第五六号)  
(施行期日)  
この省令は、学校教育法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十三年十月一日）から施行する。

**附 則** (平成二九年九月二九日国土交通省令第五六号)  
(施行期日)  
この省令は、学校教育法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十三年十月一日）から施行する。

**附 則** (平成二九年九月二九日国土交通省令第五六号)  
(施行期日)  
この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成一九年三月三〇日国土交通省令第二七号)  
(抄)

**附 則** (平成一九年三月三〇日国土交通省令第二七号)  
(施行期日)  
この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

**附 則** (平成一九年三月三〇日国土交通省令第二七号)  
(施行期日)  
この省令は、平成十九年七月三十一日から施行する。

**第一条** この省令は、平成十九年七月三十一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中自動車整備士技能検定規則第六条第六項の改正規定 公布の日  
(経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の自動車整備士技能検定規則別表の規定の適用については、平成二十年八月三十一日までは、なお従前の例によることができる。

**附 則** (平成二九年九月二九日国土交通省令第五六号)  
(施行期日)  
この省令は、公布の日から施行する。

**第一条** この省令は、平成十九年七月三十一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。



(第二条の規定による自動車整備士技能検定規則の一部改正に伴う経過措置)  
**第五条** 第二条の規定による改正前の自動車整備士技能検定規則（以下「第二条改正前規則」とい  
う。）第十七条から第十九条の二までに規定する受験資格を有する者（次項に規定する者を除く  
。）が受ける技能検定については、令和十年三月三十一日（一級の技能検定にあっては、令和十  
一年三月三十一日）までの間は、なお従前の例により行うことができる。

**第六条** 第二条改正前規則第三条に規定する技能検定（以下「旧検定」という。）のうち次の表の  
上欄に掲げる自動車整備士の技能検定に合格している者は、この省令による改正後の道路運送車  
両法施行規則第五十七条及び第六十二条の二の二、指定自動車整備事業規則第四条並びに総合特  
別区域法に基づく道路運送車両法の特例に関する省令第十四条の規定を適用する場合を除き、そ  
れぞれ、第二条改正後規則に規定する同表の下欄に掲げる自動車整備士の技能検定に合格してい  
る者とみなす。

一級大型自動車整備士	一級自動車整備士（総合）
一級小型自動車整備士	一級自動車整備士（二輪）
一級二輪自動車整備士	二級自動車整備士（総合）
二級ガソリン自動車整備士	二級自動車整備士（二輪）
二級ジーゼル自動車整備士	二級自動車整備士（二輪）
二級自動車シャシ整備士（第二条改正後規則第十七条第一項の規定を適用する場合を除く。）	二級自動車整備士（二輪）
二級二輪自動車整備士	三級自動車整備士（総合）
三級自動車ガソリン・エンジン整備士	三級自動車電気・電子制御装置整備
三級自動車ジーゼル・エンジン整備士	自動車車体・電子制御装置整備
三級二輪自動車整備士	自動車車体・電子制御装置整備
自動車電気装置整備士	自動車電気装置整備
自動車車体整備士	自動車車体整備

2 令和十年四月一日（一級の課程を修了した場合にあつては、令和十一年四月一日）以後におけ  
る第二条改正後規則第十七条から第十九条の二までの規定の適用については、第二条改正前規則  
第六条の十八第一項第一号に規定する一種養成施設、第二条改正前規則第十八条第一項第一号の  
二子に規定する自動車の整備技術の教育を行う機関であつて国土交通大臣の定めるもの又は同項  
第七号に規定する自動車に関する学科を有する大学であつて国土交通大臣が定めるものにおいて  
次の表の上欄に掲げる自動車整備士の課程を修了したもののは、それぞれ同表の下欄に掲げる自動  
車整備士の課程を修了した者とみなす。

一級の課程 一級自動車整備士（総合）の課程及び一級自動車整備士（二輪）の課程

二級の課程 二級自動車整備士（総合）の課程及び二級自動車整備士（二輪）の課程

三級の課程 三級自動車整備士（総合）の課程及び三級自動車整備士（二輪）の課程

**第七条** 第二条改正前規則第一号様式による申請書は、第二条改正後規則第一号様式にかかわら  
ず、当分の間、なおこれを使用することができる。

### 附 則（令和五年九月二九日国土交通省令第七六号）

この省令は、令和五年十月一日から施行する。

### 別表（第六条の二、第六条の三関係）

一 実技試験の受験者が受験前に待機するための部屋

登録試験に必要な自動車及び自動車の装置

ブレス

エア・コンプレッサ  
チューン・ロック

ジャッキ

バイク

卓上ボール盤

給油器具

アーク溶接器  
ガス溶接器

ドリル

ノギス

マイクロ・レンチ

ボルト・メータ

アンペア・メータ

ハイール・ランサ

スコヤ

油圧計

燃圧計

振動計

油圧計

燃圧計

比重計

エンジン・オイル油圧計

エンジン回転計

エンジン回転計

エンジン回転計

エンジン回転計

エンジン回転計

エンジン回転計

エンジン回転計

エンジン回転計

五十一	タイヤ・デブス・ゲージ
五十二	シリンド・ゲージ
五十三	キヤリバ・ゲージ
五十四	バキューム・ゲージ
五十五	検車装置
五十六	一酸化炭素測定器
五十七	炭化水素測定器
五十八	黒煙測定器
五十九	ブレーキ・テスター
六十	サイド・シリップ・テスター
六十一	ホイール・アライメント・テスター
六十二	スピード・メータ・テスター
六十三	音量計
六十四	ヘッド・ライト・テスター
六十五	六十四 ホイール・ブーラ
六十六	ベアリング・レース・ブーラ
六十七	六十六 給脂器具
六十八	六十七 部品洗浄槽
六十九	六十八 バルブ・シート・カツタ
七十	六十九 バルブ・リフタ
七十一	七十 スケール
七十二	七十一 直定期
七十三	七十二 温度計 七十三 オバシメータ

## 第一二号様式（合格証書）（第一二一条関係）

(日本産業規格 A14 規定)	第 号
国土交通大臣	合 格 証 書
㊞	
年 月 日	生 氏 名
年 月 日	准 備 事 項
自動車整備士技術検定規則の定めるところにより 整備士の技術検定に合格したことを記する。	